

枚方市景観懇話会設置要領

(名 称)

第1条 本会は「枚方市景観懇話会」(以下「懇話会」という。)を称する。

(目 的)

第2条 懇話会は景観基本計画改訂にあたり、枚方市の景観資源、課題または枚方市景観基礎調査の結果等を材料に、枚方市の景観づくりにおける重視すべきテーマ、目指すべき景観像と実現に向けた取り組みなどについて、意見交換等を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 懇話会は公募による市民、オブザーバー及び枚方市で構成する。

2. オブザーバーは枚方市都市景観形成委員会の委員から選任する。

(懇話会の開催)

第4条 懇話会は平成24年8月から平成25年1月の間、原則として月1回開催し、その召集手続きは枚方市において行う。

(事務局)

第5条 懇話会の事務局は枚方市都市整備部都市整備推進室内に置く。

(附則)

この要領は平成24年6月28日から施行する。